

津市公民連携（ＰＰＰ）事業手法優先的検討指針の概要

1 指針の目的

津市行政経営計画等の趣旨を踏まえ、今後の公共施設等の整備等の効率的かつ効果的な推進等に向け、本市として、多様な公民連携（ＰＰＰ）事業手法を導入するための優先的な検討を行うに当たっての基本的な考え方を示すものです。

2 優先的検討の対象とする事業（※国の基準と同様）

次の(1)又は(2)に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とします。

(1) 事業費の総額が１０億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

(2) 単年度の事業費が１億円以上の公共施設整備事業（運営等を行うものに限る。）

※ 上記以外の場合においても、民間活力の導入により、市民サービスの向上や財政的效果が期待できると考えられる場合も優先的検討が行えるものとします。

※ 既に事業手法を決定している場合や災害復旧事業等の緊急を要する場合等は対象事業の例外とします。

3 優先的検討の実施（適切な公民連携手法の選択）

対象事業の事業期間、特性等を踏まえ、公民連携（ＰＰＰ）事業手法を採用した場合と従来型手法による場合との比較検討のため、次のとおり優先的検討を実施します。

(1) 簡易な検討

公民連携（ＰＰＰ）事業手法簡易定量評価書に基づき、市民サービスの向上等の定性的視点及び財政効果等の定量的視点から公民連携（ＰＰＰ）事業手法の導入の適否について検討します。

※ 当該検討については、専門的な外部コンサルタント等を活用せず、事業主管課自らで行い、無用な調査費用等の削減を図ります。

(2) 詳細な検討

簡易な検討の結果、公民連携（ＰＰＰ）事業手法の導入による効果が見込まれると判断した事業を対象に、専門的な外部コンサルタント等を活用して、市民サービスへの影響や詳細な費用負担等、従来型手法による場合と総合的に比較・検証し、公民連携（ＰＰＰ）事業手法の導入の適否を判断します。

※ 民間事業者に対する関心表明の実施や、民間事業者からの提案等により、公民連携（ＰＰＰ）事業手法の導入が適切であると認められる場合等においては、上記の検討を省略するものとします。

4 その他

(1) 公民連携（ＰＰＰ）事業手法の導入に係る財務や法務等の専門的知識の習得等、職員の専門性の向上等を図るため、研修等の推進に取り組みます。

(2) 優先的検討の実施に当たっては、事業所管課及び公民連携（ＰＰＰ）事業の推進を総括する総務部行政経営課が連携して取り組みます。